

平成29年9月1日
名古屋港埠頭株式会社

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部改正について

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部を次のように改正します。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この約款は、名古屋港埠頭株式会社（以下「当社」といいます。）が<u>国及び名古屋港管理組合から借り受けた港湾施設及び当社が所有する港湾施設の使用、管理等に関する基本的事項を定めることにより、港湾施設の効率的かつ公平な管理運営を図り、もって、経済の発展及び豊かな社会生活の形成に貢献することを目的と</u>します。</p> <p>(使用拒否事由)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 当社施設の<u>所有者との</u>賃貸借契約が失効又は停止したとき。</p> <p>(12) 略</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第10条 当社施設の使用料は、<u>港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき国土交通大臣に提出した別表第2に定める額と</u>します。</p> <p>(施設使用における基本的遵守事項)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当社及び当社施設の<u>所有者の</u>使用方法等に関する指示に従って使用しな</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この約款は、名古屋港埠頭株式会社（以下「当社」といいます。）が<u>名古屋四日市国際港湾株式会社（以下、国及び名古屋港管理組合を総称して「所有者等」とい</u>います。）から<u>賃借及び転借した港湾施設並びに当社が所有する港湾施設の使用、管理等に関する基本的事項を定めることにより、港湾施設の効率的かつ公平な管理運営を図り、もって、経済の発展及び豊かな社会生活の形成に貢献することを目的と</u>します。</p> <p>(使用拒否事由)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 当社施設の<u>当社と所有者等又は所有者等の間</u>の賃貸借契約が失効又は停止したとき。</p> <p>(12) 略</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第10条 当社施設の使用料は、別表第2に定める額とします。</p> <p>(施設使用における基本的遵守事項)</p> <p>第19条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当社及び当社施設の<u>所有者等</u>の使用方法等に関する指示に従って使用しな</p>

<p>ればなりません。 (工事等への協力)</p> <p>第20条 当社施設の使用者は、当社又は当社施設の<u>所有者</u>が当社施設について工事、調査、試験、測量等（以下「工事等」といいます。）を実施し、又はこれに関する資料の提供を求めたときは、これに協力しなければなりません。 (工事等の受忍)</p> <p>第21条 当社施設の使用者は、当社又は当社施設の<u>所有者</u>の当社施設の工事等の実施により当社施設の使用が妨げられた場合であっても、当社又は当社施設の<u>所有者</u>に使用料の減免又は損害賠償を求めることはできません。 (公益上の理由による受忍)</p> <p>第22条 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、当社が必要と判断したとき又は当社施設の<u>所有者</u>が当社施設を使用者以外の者の利用に供すべきことを当社に指示したときは、当社施設の使用者はこれを受忍しなければなりません。 (免責事項)</p> <p>第40条 当社及び当社施設の<u>所有者</u>は、当社施設の使用人又は第三者に生じた次の各号のいずれかに該当する損害については、賠償の責を負わないものとします。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、当社及び当社施設の<u>所有者</u>の責によらない損害</p>	<p>ければなりません。 (工事等への協力)</p> <p>第20条 当社施設の使用者は、当社又は当社施設の<u>所有者等</u>が当社施設について工事、調査、試験、測量等（以下「工事等」といいます。）を実施し、又はこれに関する資料の提供を求めたときは、これに協力しなければなりません。 (工事等の受忍)</p> <p>第21条 当社施設の使用者は、当社又は当社施設の<u>所有者等</u>の当社施設の工事等の実施により当社施設の使用が妨げられた場合であっても、当社又は当社施設の<u>所有者等</u>に使用料の減免又は損害賠償を求めることはできません。 (公益上の理由による受忍)</p> <p>第22条 異常な滞船の解消を図る必要がある場合その他公益上特別の必要がある場合において、当社が必要と判断したとき又は当社施設の<u>所有者等</u>が当社施設を使用者以外の者の利用に供すべきことを当社に指示したときは、当社施設の使用者はこれを受忍しなければなりません。 (免責事項)</p> <p>第40条 当社及び当社施設の<u>所有者等</u>は、当社施設の使用人又は第三者に生じた次の各号のいずれかに該当する損害については、賠償の責を負わないものとします。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、当社及び当社施設の<u>所有者等</u>の責によらない損害</p>
--	---

備考 改正箇所は下線が引かれた部分です。

附 則

この一部改正は、平成29年9月1日から施行します。